

戦時労務動員体制下の「別天地」

——在日朝鮮人朴麟植氏の証言を辿って

戸塚 秀夫

はじめに

- 1 朴麟植氏の略歴と証言を得た経緯
 - 2 朴証言の要旨と現地調査の結果
 - 3 結論——この調査が示唆すること
- あとがき——聞き取り調査に関して

はじめに

2010年5月から11年5月にかけて、筆者は数回にわたって、旧知の朴麟植氏から、戦時中のご自身の体験についての貴重な証言をいただいた。それは、戦時労務動員体制のもとで、在日朝鮮人の請負業者が秋田県南部の湯の又温泉に飯場を設け、当時の労務統制の網から逃れた朝鮮人同胞を集めて、軍需用のブナの木を搬出するための道路建設の工事に従事し、労働者は全員元気に「終戦」をむかえ、賃金の清算、旅費の支給をうけて、無事朝鮮への帰国の途についた、という俄には信じがたいようなストーリーである。因みに、ブナの木は戦争末期には木製飛行機のプロペラ用の素材として注目されていた。

筆者は2010年7月末、この証言をたよりに現地調査をおこなった。すでに半世紀以上も前のことであって、当時の湯の又温泉旅館の女将は他界していたが、その地で朝鮮人たちが独特の生活を営んでいたということについては、当時幼かった日本人からの聞き取りで確かめることが出来た。朴証言が示唆しているのは、戦争末期の動員体制のもとで、官憲の監視の目をかわして、朝鮮人飯場をベースにして自立的な「別天地」を維持していた朝鮮人たちの英知としたかさである。その全貌を細部にわたって検証することは不可能に近いが、戦時中の労務動員の实態に関するこれまでの調査報告では見落とされてきた領域への注意を促す、重要な証言であると受け止めた。

そこで以下、1で朴麟植氏の略歴と証言を得た経緯、2で朴証言の要旨と現地調査で判明した事実、3でこれまでの調査が示唆する論点、などについて覚書を記しておきたい。

1 朴麟植氏の略歴と証言を得た経緯

A 略歴

朴氏の自筆による履歴書は次の2通である。④は、朴氏の蔵書を東京大学社会科学研究所に寄贈する際に提出されたもので、同氏の公的な履歴が要約されている。⑤は、この証言に際して作成されたもので、朴氏の政治活動経歴などが詳しく記載されている。同氏のお許しをいただいてここに掲載する。(すべて自筆原稿をワープロにしたものであるが、個人情報保護のために一部に手を加えた。)

④「履歴書」

①姓名 朴麟植 男

②生年月日 1925年1月4日

③本籍地 朝鮮慶尚南道金海市上東面余次里

④現住所 東京都大田区下丸子〇丁目〇番

⑤渡日(留学) 1938年1月4日渡日

学歴

①1950年3月 明治大学専門部政治・経済学科卒業

②1953年3月 明治大学商学部商学科卒業、商学士

職歴

①1957年12月～1964年5月 神奈川県大同信用組合。部長、理事、常務理事

②1964年5月～1965年5月 東京都同和信用組合常務理事

③1965年5月～1986年5月 在日本朝鮮商工連合会常任理事、国際部長

④1965年5月～1984年5月 朝鮮経済学院専任講師(在日朝鮮商工業者対象)

2010年4月20日

朴麟植 印

⑤「朴麟植履歴書続編」(以下、「履歴書続編」と略称)

主として職歴を中心とした其他

1938年1月4日 日本留学を目的(に)渡日、兵庫県西宮市居住。

1938年4月～1943年3月 兵庫県立西宮中学入学、転校、山形県立酒田中学卒業。

1943年5月～1945年8月15日 秋田縣隊管轄烏海山より《ブナ樹木》運搬用軍需道路(建設工事に)従事、敗戦により工事中止。

1945年8月～1946年12月、在日本朝鮮人聯盟山形県酒田支部文化部担当。

1947年1月～1947年3月31日 東京都朝聯中央高等学院第3期、卒業。

1947年9月1日 日本共産党酒田地区委員会入党手続き承認される。(1956年9月、朝鮮総聯結成後日本共産党離脱)

1947年4月～1948年8月 在日朝鮮民主青年同盟山形県本部副委員長。

1948年9月～1949年9月 朝鮮民主青年同盟東京都本部副委員長兼大田支部委員長。米軍より、朝鮮人聯盟および(民主)青年同盟解散させられる。

1950年6月 在日本朝鮮学生同盟中央常任委員総務部長(に)任命される。

1950年6月28日 朝鮮戦争開始(の3日後に)《米軍は朝鮮内政に干渉するな! 米軍はあらゆる武器と(ともに)即時朝鮮から撤退せよ!》(という)朝鮮学生同盟の声明文(を)発表。発案・作成者として在日米軍に逮捕され、米軍事裁判(で)3年禁固刑の判決(即日収監)。*警視庁旧4階(で開かれた)軍事裁判で明大(の)大先輩布施辰治先生が、《(米軍には)解放された朝鮮民族に対する裁判権なし》と70分間弁論。

1952年12月24日 新潟刑務所(から)仮釈放される。

1953年1月～12月 在日本朝鮮学生同盟中央委員長、在日本朝鮮民族統一戦線中央委員。

1954年5月～1955年5月 朝鮮民戦岩手県盛岡地区委員会書記長。

1955年6月～1955年12月 在日本朝鮮総連合会岩手県盛岡支部委員長。

1956年11月～1958年11月 在日本朝鮮社会科学者協会創立、中央常任委員。

*以下、1957年12月～1986年5月は「履歴書」記載事項と同じ。

B 証言を得た経緯

「はじめに」でふれたように、朴氏とは今回はじめてお会いしたわけではない。筆者はかつて、第二次世界大戦中に日本本土に大量に「集団移入」された朝鮮人労働者が、日本帝国主義の崩壊過程に如何に主体的にかかわったかを確かめようと北海道炭鉱夕張鉱業所(以下、北炭夕張と略す)に焦点をあわせて事例研究をおこなったが、その際に朴氏は、多くのアドバイスをしてくださった。とりわけ、在日朝鮮人との面接に関して紹介の労をとっていただいた方である。

当然、当時刊行された報告論文は送付して丁重なコメントもいただいた⁽¹⁾。だが、それは30年以上も前のことである。もちろん、毎年、賀状の交換をしてきた間柄であるが、そこから今回の作業が始まったわけではない。2009年12月、筆者は朴氏令夫人のご逝去の喪中通知をいただき、お悔やみ状を差し上げた。そこから朴氏と筆者の新しい関係が始まることになった。翌2010年1月、朴氏は、所蔵する文献・資料の公的施設、とりわけ東京大学社会科学研究所への寄贈を希望している旨、筆者に連絡して来られた。

同研究所が正式に寄贈を受ける決定をしたのは2010年5月であるが⁽²⁾、筆者はそれまでに朴氏

(1) かつての調査は、拙稿「日本帝国主義の崩壊と「移入朝鮮人」労働者——石炭産業における一事例研究——」(岡谷三喜男編著『日本労使関係史論』東京大学出版会、1977年)として公開されている。それは戦時中の北炭夕張における朝鮮人の「反乱」についての「証言」を、会社側保管史料の検討によって根本的に批判するものであった。この論文について、朴氏は1979年1月9日付の長文の手紙で、「実証的な方法論上では一つの転機を画すもの」である、と評価してくださったうえで、会社側の資料だけでは朝鮮人労働者の生活実態を把握しがたいこと、日帝植民地支配下での「積極的および消極的抵抗闘争の把握と解明」が必要であり、その場合には「労働者階級の前衛党」の「在日朝鮮人への指導性の誤り」をも研究すべきこと、などをコメントしていた。すでに次の研究テーマに没頭していた筆者は、この手紙に関して意見交換することはできなかったが、いま振り返ると、貴重な機会を失ったのかもしれない。当時であれば、この証言の関係者は生存しておられたに違いないのだから。

(2) 寄贈をうけた図書・資料については、『朴鍾植氏寄贈図書目録』(東京大学社会科学研究所図書室、2010年9

と度々連絡し、またお会いすることになった。朴氏がここに取り上げる戦時下の体験について語り始めたのはその過程においてである。筆者はその話に惹きつけられて、是非ともその全貌を正確に理解したい、という希望をお伝えした。同時に、筆者のかつての調査を一般の聴衆に報告した講演会の速記録パンフレットを送り、改めて調査へのご協力を依頼した⁽³⁾。

朴氏への本格的な聞き取りが開始されたのは、2010年5月22日である。証言することを決意された朴氏は後に述べる現地調査への準備をも含めて、実に精力的にこの調査に協力して下さった。すでにご高齢に達している朴氏は、元気なうちに果たすべき課題の一つと受け止め、やがて、筆者を鼓舞し督促する役回りを引き受けてくださることになった。これは、長期間日本に滞在して、戦後は朝鮮総連傘下の重要組織の幹部として活躍された朴氏が、後世に伝えたい記憶として証言されたものである。

これと類似の体験についての証言を手にすることは不可能であろうか。この証言に関連する史料などを発掘することは不可能であろうか。未完成の部分を残しながらも、この覚書の公刊を希望したのは以上の経緯による。

2 朴証言の要旨と現地調査の結果

A 証言の要旨

朴氏の証言は、ほとんど毎回、事前に説明した筆者の関心にこたえる自筆の草稿が用意され、それを敷衍するかたちで行われたので、通常の「オーラル・ヒストリー」での一問一答形式での証言記録は適切ではない、と判断した。そこで、提示された文書は「草稿」として、それに関する質疑は「口頭説明」として引用しながら、証言を整理することにする。

なお、証言は、朴氏の体験についての記憶を語っている部分だけでなく、その記憶の意味についての朴氏の解釈を語っている部分をも含んでいる。後者については、この調査が示唆する点について論じる次章で援用することにする。

④ 渡日にいたる経過

「履歴書」に書かれているように、朴氏は1938年1月4日に「渡日」した。そこにいたる経過説明のなかで留意すべきことは、以下のとおりである。これらはすべて「口頭説明」による。

①まず、朴氏の生家は窮乏の故に朴青年を日本本土に送り出したわけではない。生家は小地主

月)が作成されている。

(3) あらためて送付したのは、1981年11月13日に明治大学大学院講堂で行われた「朝鮮問題」懇話会主催の講演会での筆者の報告と討論の速記録、戸塚秀夫著『第二次世界大戦下の在日朝鮮人——一つの事例調査をとおして——』(「朝鮮問題」懇話会発行、1982年)である。この冊子を読んだ朴氏は、「感銘を受けました」「われわれの内部のいい加減な証言、それを持ちまわった“御用学者”の誤りを完全に批判したこの仕事に感謝します」「しかし視点の貧弱さも感じました」「植民地支配の下で奴隷扱いを受けた朝鮮人にとって何が可能であったか、という問題を考えて欲しい」という長電話を下された。(『戸塚日誌』2010年5月31日)それは、植民地支配下でも可能であった営みとして自分の体験を伝えたい、という意思表示だったのである。

兼農家であった。祖父がその土地の登記を完了していなかったために、「東拓」(東洋拓殖株式会社)に土地をとられ、没落寸前であったことは事実だが、なお「相当な暮らし」がで
きる状態であった。長男を日本に留学させる余裕があったのである。

②父の弟、朴漢圭(日本名、宮本陽一)は、1908年生まれ、大邸の農業学校(旧制中学と同格)を卒業したのち、1936年に渡日して、兵庫県西宮市で古物商を営んでいた。朴氏は17歳年上のその叔父を頼って渡日した。

③朴氏は小学校で副級長を務めていたし、学校でも先生に可愛がられていた。渡日に当たっては、学校長、警察署長、鉄道駅長などの推薦、身元保証などもあり、正式の渡航証明書をもつての出発であった。盛大な歓送をしてもらった。

④母は出発の直前、朴氏が終生忘れることのない訓示をおこなった⁽⁴⁾。

⑤西宮市から酒田市に移転するまで(この項はすべて「口頭説明」による)

①朴氏は渡日後、すぐに兵庫県西宮市の朝鮮人部落の叔父朴漢圭(宮本陽一)の家に落ち着いた。直ちにとりかかったのは中学校(旧制)への受験準備である。朝鮮では日本の歴史は教えていなかったのち、その教科書などを集めて勉強した。

②1938年4月、首尾よく兵庫県立西宮中学に合格・入学したが、保護者でもあった叔父のアドバイスにしたがって、1942年3月に山形県立酒田中学に転校した。朴氏が同中学を卒業したのは1943年3月である。

③朴氏は当初京都大学への進学を希望していたが、叔父は戦況と戦時体制の進展をみて、それは危険だと判断した。「学徒出陣」が迫っていた時期であり、軍需工場近辺への空爆も予想される状態であった。そこで叔父は、西宮市から酒田市への転出を決めて、朴氏にも転校を説得した。西宮在住の頃から、叔父は「金九の使者」との連絡を取っており、絶対に天皇の軍隊に入らないで、遠からず訪れる日本の敗戦の時を待つように、という指導を受けていた。毎年、「金九の使者」が西宮の朝鮮人部落に現れていた⁽⁵⁾。

(4) これについては、「草稿」で次のように述べている。「1938年<昭和13年>日本留学のため1月2日夜親元を離れるにあたって母上の訓示、以下の通り。第一、人間は生涯生きるために食事をとるのであるが、食物の種類はいろいろの(もの)を含めて、出るものは全部たべること。(食物の好ききらいがあつて食べ残したりしてはいけない。)第二、何時、何処で、如何なる理由があつても、他人を殴ったり、暴力をふるうのは絶対許されません。第三、人間の修行、修学は、お金もうけをするのではなく、人格、品格、風格を磨き、大丈夫(大人物)になることです。お金はあつてもなくなる時があるが、人物は(ほんの少しの)初一斤<600g>不足でも《大人物》にはなりません。母上は、汝が修行、修学を立派に成し遂げ、大丈夫《大人物》になって帰ってくことを期待している。」

(5) 金九の自叙伝は、この頃、彼が韓国の独立を追求する臨時政府の幹部として、「韓国軍の基礎となる光復軍を組織する計画」をもって動いていたことを述べているが、在日朝鮮人への「指導」については全くふれていない。だが、学徒兵として日本の軍隊に編入されていた「わが本国の大学生」たち50余人が、重慶にある臨時政府の政庁に「愛国歌」を歌って入ってきた「一大事件」を特記していることからすれば、「金九の使者」のこのような指導は大いにありえたことであろう。「白凡逸志——金九自叙伝」(梶村秀樹訳・解説、1973年、299-300頁)。実際、戦時中に中国本土で働いていたある朝鮮人は、次のように証言している。「日本軍に入れられそうに

◎湯の又温泉での工事を始めるまで

朴氏は湯の又温泉での工事に関しては、多くの「草稿」を準備して説明して下さった。以下は「草稿」の要約である⁽⁶⁾。

①酒田市に転居した朴漢圭(宮本陽一)の指導のもと、「準備作業は1942年10月に開始し」「1943年4月までに全行程の準備作業」を終えた。

②着手した「準備作業」は、「労務者募集」「飯場(建設)工事⁽⁷⁾」「軍、自治体との折衝」「契約書作成」「《組としての》資金準備(及び)自治体(からの)準備金前借」「現場への先遣隊派遣取り」などである。

③1943年3月から5月にかけて、「秋田県との優先的折衝」がおこなわれ、「軍との関係は秋田県が仲介、同時進行」した。その間、「秋田市に数回出張」した。

④1943年5月初、「先遣隊7-8名が湯の又現場に入る。温泉に宿泊」⁽⁸⁾

⑤「飯場(建設)工事開始と同時に食糧、副食物準備、集積場所温泉宿」⁽⁹⁾

⑥「人夫募集のため人を派遣」「1943年6月初旬、かなり人夫集まる」

⑦「秋田県の測量開始、工事段取り開始」

⑧「1943年5月末-6月初め、飯場建設工事」「初歩的な、雨降り(を)防ぐ家が出来上がる」

⑨「集まった人夫《(北海道から来た)朝鮮人飯場頭夫妻を含めて》40名」

⑩「その内1-2名(が)バス停前の村役場で(精米を終わった日に)米2俵を(受け取り)飯場まで(運ぶ)。併せて副食物、味噌・醤油も一緒に運び、一応の食事準備可能に」

④本格的な工事の開始に当たっての取り決め(以下は「草稿」の要約である。)

①「本格的な仕事着手・開始」に当たっては、「秋田県側の工事責任者、測量技師、道路工事の全体像の説明者、秋田連隊の尉官、下士官各1名」から「訓示」があった。

②「工事施工側の(職制の)人員配置」としては、ア)「宮本組社長宮本陽一」イ)「宮本組現場監督宮本武郎」ウ)「飯場・人事(管理)・会計宮本武男(朴麟植)」エ)「道路工事経験者2名」オ)「飯場頭1名」として、「以上6名を県、軍側に報告」した。

③「県側は道路(工事)の進行状況視察及び指示のため現場に出張する」ことにする。

なって」いる「若い者」には、「行くな、といって逃がした」、中国人の兵隊に「これは朝鮮人だというと自動的に金九先生のところに皆送って」くれたから、と、明らかに地下組織が動いていたのである。小熊英二・姜尚中編『在日一世の記憶』(集英社、2008年、55頁)。

(6) 朴麟植氏は叔父である宮本組社長、宮本陽一の指示のもと、総務担当のような秘書役として行動したと思われる。その記憶を整理したのが「草稿」である。

(7) 「飯場建設のための資材及び大工は自治体が工面」した。

(8) 「手持ち人夫7-8名の先遣隊引率」は、叔父朴漢秀(宮本武郎)がおこなった。彼は1921年生、1937年渡日。彼が現場監督を兼ねた。

(9) 旅館の数地内に建てられた平屋の別棟が集積場所に使われた。「先遣隊」数名が宿泊していたのは、その別棟であったと思われる。この点については、後述の現地調査で撮影した写真から、朴氏の証言を得た。旅館の現在の女将も同様な証言をしている。

④「秋田連隊側も月に1-2日出張・指示」することにする。

⑤「工事（のための）工具、ダイナマイト火薬、蓑笠、雨具等、（また）人夫の増加により布団、毛布などは（県側が）追加配給・供給」することにする。

⑥ 本格的な工事の開始に伴う諸問題とその処理について

朴氏は、工事の進展にともなって様々な難問が生じたが、それは次のように処理した、と述べている。以下は「草稿」の要約である。

①「最大課題」は、「道路工事に従事している労務者の《生存権》の確保」と「安全、安定化の確保」であった。「強制連行の経験者（逃亡者）、《協和会手帳》の不所持者が90%を占める条件下」では、「たとえ一人でも警察に調べられるとか、逮捕されることは、絶対許されない」ことであった。

②そのため県庁、町、村の役人が「現場に来た場合」、労務者が「自分勝手に会い」対応することのないように「指導、統制し」「飯場（の）朴麟植が社長の指示のもと各々の役人に報告及び相談（し）、指示事項を受ける」ということにした。

③実際、「昭和18年7月のある日、秋田県庁の役人が出張で工事現場に現れ、第1班《湯の又温泉に一番近い班》の労務者に対して、名前は？年齢は？仕事はきつくないか？などの質問を始めたとの通報が入り、（私が急行して、）《組の飯場書記であり事務面の一切を統括している故、私が責任をもって返答する》として（そのような接触を）中止させた。そして労務者の名簿を持参して……名前、年齢、本籍、健康状態など、一人一人首実検をすませた。ついでに飯場夫婦を紹介して、……飯場の部屋など設備の不完全さ、食物の絶対的な不足などを（具体的に）説明し、今の状態では工事の進行への影響が多大であることを眼に見るように説明した。」

④（そのうえで）「現場工事を（順調に）すすめるためにはまだ作業道具、設備などが不足だらけなので、社長とよく相談してくださいと、温泉宿に滞在していた社長に案内して、私も社長と役人との会談に参加した。社長が提案した諸設備、工器具、副食物等（の確保に）努力することで一致し役人は帰っていった。」「爾後は役人が出張してきても、労務者の首実検は3年間一度もなく、行政当局との信頼が完全に出来上がった。」

⑤「朝鮮人飯場にも、（第一形態）1、飯場建物を借用し、食事を提供し、2、飯場の親分も下請けの仕事人夫（として働く）形態、（第2形態）1、大工事建設現場の人夫監督に出勤し、全体の給与を受け取りピンハネがある形態、2、現場に出勤する人夫（の員数）を水増し申告して中間搾取する形態、があったが、秋田県の（湯の又の）軍需道路建設では、（そのような中間搾取を不可として）1、軍及び地方自治体の直接監督と直接指示、完成度の点検、2、請負及び飯場管理者の中間ピンハネは不可、3、直接請負で人夫の仕事量、請負量で（賃金を支払い）賃金は優遇」という（第三形態）で実施された。」

⑥「当軍需道路現場では秋田県庁の指示により当地区町、村役場（に指定）された精米所で玄米を白米につきかえて、60kgの米俵で当労務者が約2時間30分-3時間かけて背負ってはくるものの、何時も白米の真っ白なご飯が食べられた。これは当工事現場の最大（の）喜

びであり、且つ幸せであった。」「そして、たまには、ニワトリ、ブタ、牛まで非公式につぶして、労務者の仕事上の成績を上げる為の栄養の糧（にしたい、と宮本組は秋田県当局に要請した。）」

- ⑦「37名の労働者を7-8組に編成し、各組の責任者・副責任者を任命・配置、作業現場で創意工夫し、相談、知恵をしぼり、仲良く一致団結してことにあたるべく組織・指導」した。
- ⑧「現場の労務者に支払う労働賃金の問題（は）基本的に四つの形態を合理的に且つ柔軟性を持たせて運用した。《1》班別請負制の出来高払い。班長、副班長、非常に意欲的（で）高成績を収め（た者は）かなり高給で評判がよかった。《2》常用労働賃金。午前7時に現場での仕事に着手正午までの5時間、午後1時から4時までの3時間、8時間労働制の賃金である。《3》飯場頭夫婦には、大勢の食事を担当し山奥のフキ、ゼンマイ、山菜など多くの野菜代用物を採集（して貰うこと）も含め常用労賃の6人分の固定給を支払う。《4》里の町村からの（食糧などの）運搬者への賃金。60kgの米俵をチゲ（運搬具）で背負って運ぶ体力・信用のある労務者には、常用の2人分。野菜もあれば一緒に運ぶという条件で。」
- ⑨「（その際）当時民間大手が飛行場の現場で請負に採用していた数百名の日本人・朝鮮人労務者の賃金台帳を（参考にして）当社は（その額に）10-15%上乗せして支給額を改め、現場の労務者に提示し賛同をえた賃金を支払った。」「口頭説明」によれば、「もっぱら作業の進捗を重視していた軍や県は、労働者の待遇について配慮する態度であり」「配給は全部白米、雑穀はなかった」「賃金はむしろ高かった。」「岩石など困難な問題にぶつかったときは、県側に割り増しを要求したが、作業の進捗を重視していた当局はこれに柔軟に応じた。」「賃金は月2回、毎月1日と15日にわけて3年間間違いなく支払った。」
- ⑩「飯場の運営・管理体制」については、「原則として飯場頭夫婦の運営・管理体制に一元化」した。「工事現場作業を保障するために」「飯場夫妻の（直接の）運営・管理を前提と（して）宮本組が（責任を持つ）飯場として運営することとして、社長以下の責任（を明確にした）。」
- ⑪「（そのために）毎月一回、社長、現場監督、飯場頭、帳場の朴麟植が協議会議を持った。」「労働者の健康保持と仕事を本来のペースで進行するのが目的で（あった）」（具体的には）「野菜不足を解消するため現場労務者に山菜取りへの協力依頼、飯場の部屋の掃除、布団、毛布の問題などが（取りあげられた）」
- ⑫「現場労務者は帳場朴麟植を通じて要望事項を飯場頭夫婦に提議し、飯場頭夫婦は誠意をもって協力すると同時に現場労務者も時間と（体力が）可能な限り飯場頭の要望に応えるべく努力する」ことにした。「昭和18年度は全工事の基礎・基盤整備のため本当に大変だったが、労働者はよく協力してくれた。」
- ⑬「昭和19年度には労働者10余名増加し47名となる。」「宮本組は50名の規模になる。⁽¹⁰⁾」

00 「宮本組の飯場を訪ねてくる人には、社長と朴氏が対応して採否を決めたが、協和会手帳や渡航証明などを携帯していないものでも、真面目な「同胞」であれば受け入れていた。逃亡者であるかもしれない人でもそれを確かめなくて受け入れていた。」という「口頭説明」があった。

- ⑭「湯の又での道路工事は、地域が雪に覆われる時期になると休止になった。そこで労務者たちは山を降りて、息抜きをしたり、別の仕事をする生活をはじめた。つまり11月から4月にかけての数ヶ月間は飯場は休みの態勢に入っていた。」「彼らは“季節労働者”でもあった。」(「口頭説明」)

①「終戦」に伴う処理に関して(以下は「草稿」による。)

①1945年には、「全員53名の体制」となっていた。

②「1945年8月20日、秋田県より工事中止命令」「8月15日までの賃金を支払ってもらったうえに、8月16日から8月20日の中止命令伝達まで実際工事も進行していたので、8月31日までの賃金を支払うように要望したのに対して、あまりゴタゴタなしに8月31日までの賃金全額を支払うことで合意し、実行された。」

③「1945年8月23日、残務整理終了」

④「1945年8月24日に下山して全員現地解散することを役場に通告した結果、町村役場から清酒1本が届いたので、8月23日の夜、飯場で最後のお別れ会を無事にすませた。」

⑤「宮本社長の提案で50名近い労務者全員に国鉄横堀駅より東京上野駅までの片道旅費を支給し」「皆は涙して感謝し、別れを惜しんだ。」

⑥その後「(一族はじめ)8名酒田へ帰る。」戦後の一時期、朝鮮人連盟山形県酒田支部の委員長をつとめていた「朴漢圭(宮本陽一)が朝鮮に帰国したのは1946年4月」のことであった。「一族ほか多くの朝鮮人を率いての帰国であった。」宮本陽一については、改めて次章でふれることにする。

以上が「終戦」にいたるまでの時期についての朴麟植氏の「証言」の要旨である。戦後も日本に残り、波乱にとむ生涯を送った朴氏の足跡については、聞き取るべきことが残っているが、さしあたり戦時中の朴氏の特異な体験についての輪郭は明らかになった、といえるであろう。

B 現地調査の結果

筆者は2010年7月27日から29日にかけて、朴麟植氏の証言をたよりに秋田県に出かけ現地調査を行った¹¹⁾。その結果、以下のことが判明した。

①現在の湯の又温泉は、確かに宮本組が建設に従事したという湯の又林道の脇にあり、宮本組の社長等「先遣隊」の幹部が宿泊した宿であった¹²⁾。

11) 7月27日には湯沢市秋の宮温泉郷のはずれに位置する湯の又温泉旅館に宿泊し、翌28日にかけて、当主夫妻(今重夫・世子氏)からの聞き取りをおこなった。28日には、宮本組が道路工事に従事していた湯の又林道を高松岳に向かって登り、飯場跡を探索するとともに、旅館一帯および林道周辺を写真に撮影した。28日には湯沢市雄勝庁舎の生涯学習センターを訪ね、湯沢営林署に連絡して関連史料の所在を確かめた。29日には、『秋田の朝鮮人強制連行——歴史の闇を歩く』(彰流社、1999年)の編著者・野添憲治氏を能代市に訪ねた。朴証言の位置に関して示唆を得るためである。なお、この一連の現地調査には、筆者の長男戸塚亮が同道した。

12) 筆者たちが通された部屋は、かつて宮本組の幹部が泊まった部屋と同じであった。当時「先遣隊」が利用して

- ②現在の湯の又温泉の当主、今重夫・律子夫妻によれば、朝鮮人の飯場は湯の又林道の上の方にあったという。しかし、現地を踏査してみたけれども、その痕跡は見出せなかった。ただ草が生えている200坪位の広場があるだけであった。その広場に飯場があったのかもしれない、と推定はできたけれども。
- ③当主の今重夫は、「終戦時は母の実家のある湯沢市小野の小学校に通っていたが、幼少の頃、湯の又温泉の傍を流れる川の上流で、朝鮮人が村から連れてきた牛を殺して川に血が流れたこと、分けてもらった牛肉がとても美味であったことを覚えている。」と話した。これは朴証言と符合している。
- ④今夫妻の話では、「戦時中は叔父さん叔母さんの夫婦が温泉宿を経営していたが、その夫婦に林子という子供がいて、その女の子が朝鮮人の<ギンショウ>という男の子と仲良しであった。律子はその林子から朝鮮人に関する話を聞いていたのだが、20年ほど前に林子が死亡したので、直接に当時のことを話せる人はいない。」ということであった。
- ⑤今重夫の話では、湯の又林道は、戦後は山から掘り出される褐鉄鉱の運搬に使われていた。
- ⑥湯の又林道の工事に関する史料の有無を湯沢営林署に問い合わせたところ、保管されているのは「設計図のようなもの」だけである、とのこと。宮本組の使役に関する史料を手にすることは不可能だろうと受け止めた。
- ⑦雄勝庁舎の図書資料室で閲覧した『横手、湯沢の歴史』(郷土出版、2006年)には、「湯沢の曲木の始まり」とその推移についての記述があった。それによれば、明治44年設立の秋田土木株式会社(その前身は秋田曲木製作所)はブナの木を曲げる工場として著名であり、昭和19年頃には、「木製飛行機の部品や銃床木の生産が主」であった。この記述は、戦時中に軍がブナの木の出荷のための道路建設を急いでいたという朴証言と符合している。
- なお、湯の又での道路建設工事と類似の仕事に北海道で従事したという朝鮮人の証言がある。「島牧村の元町で朝鮮人が軍の仕事をしていると聞き、そこへ行くと、プロペラを作る木を伐り出すための新道開削の仕事を、朝鮮人の親方の下で20人ぐらい朝鮮人がやっていました。」(前掲『在日一世の記憶』126頁)それはブナの木を搬出するための軍需道路の建設工事であったと思われる。当時、全国でこのような工事現場がどの位あったのか、そこでどんな飯場が設けられていたのか。できれば確かめたいと思う。

3 結論——この調査が示唆すること

なお実証的に確かめたい部分を残してはいるが、これまでの調査をふまえて、筆者は以下の論点を書きとめておきたい。

いた別棟の平屋は、二階建てに改築されていたが、当主夫妻の証言によれば、戦時中は朝鮮人が使っていたものである。撮影された周辺の写真をみて、朴氏もそう認定した。

A 戦時労務動員体制下の「別天地」

戦時労務動員体制下での朝鮮人労働者の状態については、これまでに多くの調査研究が行われてきた。とりわけ1939年秋に始まる朝鮮人労働者の「官公認の集団移入」、さらに1942年以降の「官斡旋の強制連行」の実態については、当時連行された数多くの朝鮮人の証言だけでなく、連行に携わった日本人の証言なども収集されてきた。朴慶植の先駆的業績『朝鮮人強制連行の記録』（未来社、1965年）が刊行されて以来、当時の朝鮮人の悲劇的な体験を掘り起こす人々の運動もひろがってきた¹³⁾。

一体、この悲惨な歴史過程で、朝鮮人たちが自身はどのように対応したのか。それを正確に理解したい、というのがこのテーマに関する筆者の関心の出発点であった。戦前の帝国主義日本の内部崩壊は、戦時労務動員体制のなかに包摂された植民地朝鮮人の決起によって開始される可能性があったに違いない、という仮説を持っていたからである¹⁴⁾。

この点に関して、これまでの歴史家たちの仕事の実証してきたのは、次の2点である。一つは、「集団移入」であれ「強制連行」であれ、日本本土に連れてこられた朝鮮人の「逃亡率」が極めて高かったということ。そもそも、戦時労務動員を忌避する朝鮮人の「消極的抵抗」も根強かった¹⁵⁾。いま一つは、逃亡しなかった場合でも、配置された職場ではさまざまな要求や不満を管理者側にぶつけ、ときにそれは暴力沙汰にも発展したということ。それは「積極的抵抗」であったが、部分的な改善を勝ちとつても、最終的には警察権力にバックアップされた管理体制に収拾されざるをえなかった。弾圧が多く犠牲者の血を流したのである。

このように従来仕事を理解してきたものにとって、朴証言を辿る中で見えてきた世界は、まことに衝撃的であった。戦時労務動員体制下でも、朝鮮人たちが自主的に管理する労働現場が存在し、朝鮮人の飯場をベースにして「別天地」のような生活を営んでいた、というのであるから。正直に告白すれば、筆者は当初、半信半疑で聞き取りを開始した。だが、現地調査をおえて、朴証言の真実性は疑う余地のないものとなった。それをどのように位置づけたらよいのか。多くの先学の仕事に眼を通しながら考えたのはこの点である。

そのような筆者に強い示唆を与えてくれたのは、樋口雄一氏の一連の仕事である。彼はすでに1977年に、朝鮮人部落についての調査をふまえた小論文の結論で、次のように問題を提起していた。

「不衛生」「悲惨な状態」といわれた朝鮮人部落には、朝鮮人としての生活のいとなみがあり、協和会を中心にした同化政策がすすめられるもとでは積極的役割をはたし、その民族的立場を守ることに役立っていた。これを朝鮮人部落の輝きであったと評価してもよいのではなかろうか。日本

13) 実に多くの文献があるが、ここでは、このテーマへの筆者の関心を書きたてた文献として、朝鮮人強制連行真相調査団編『朝鮮人強制連行強制労働の記録—北海道・千島・樺太篇』（現代史出版会、1974年）をあげるにとどめる。

14) 拙稿「戦後日本の労働改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革5 労働改革』（東京大学出版会、1974年）。

15) 樋口雄一稿「朝鮮総督府と朝鮮人民衆」共著『朝鮮人戦時労働動員』（岩波書店、2005年）139-145頁、西成田豊著『在日朝鮮人の「世界」と「帝国」国家』（東京大学出版会、1997年）291-296頁。

人にとってこの朝鮮人部落は「悲惨」としてのみ眼に映じ、同情をよせる対象ではあってもその輝きの中から学ぼうとする姿勢はごく稀で、ほとんどの場合輝きをみる眼をもちえなかったのではなかろうか。⁽¹⁶⁾

樋口氏はその後、在日朝鮮人の「非同調行動」の意義について論じ、やがて戦時下朝鮮人への統制組織に注目し、中央・地方の協和会の形成、展開、崩壊の過程を追跡する作業へと進んでいった。そのなかで、朝鮮人に対する日本の同化政策が強引に展開されるなかでも、民族的なアイデンティティを大事にする朝鮮人たちの「非同調」の心性と習慣、様々な形で抵抗が持続していることを明らかにした⁽¹⁷⁾。

筆者は、樋口氏の描いた次のデッサンに注目した。

「強制連行労働者と一般在住朝鮮人は厳しく分断され、接触できないような状況におかれていたが、逃亡者はそれをつなぐ大きなパイプの役割をはたしており、全体としては強制連行労働者を含めた在日朝鮮人社会を形成していたといえよう。

在日朝鮮人部落の積極的役割や、協和会の諸施策に対する在日朝鮮人の非同調行動、強制連行労働者の職場での抵抗と逃亡は、日本ファシズム体制下にあつて特筆できる抵抗であつたといえるであろう。この背景になっていたのは朝鮮民族としての伝統・文化であつたし、日本における賃金・住宅差別に示されるような差別体制に対する抵抗であつた。……この抵抗が戦時下において在日朝鮮人社会、あるいは在日朝鮮人の世界を形成していたといえよう。⁽¹⁸⁾

朴証言を辿るこの調査で浮かび上がってきたのは、単なる逃亡でもなく、単なる絶望的な反乱でもなく、朝鮮人たちが細心の注意と計画性をもって創りはじめた戦時労働動員体制下の「別天地」だったのではないか。それは、戦時下在日朝鮮人の抵抗の精神と英知が、ひそかに秋田県の山奥に咲かせた一輪の赤い花だったように思われる。これまでも、戦時労働動員体制からの「逃亡者」が身を潜めたのが、軍関係の土木建設工事あるいは軍工廠下請け関係ではないか、という推定は行われてきた。この調査は、初めてそこに実証の光をあてることになったのである。

当時を回顧して、朴麟植氏は次のように述べている。

「(湯の又の)軍需道路建設現場は太陽の光がまぶしい青空の下で、実に何一つ心配することなしに集団生活を楽しくやり、ほがらかな大家族が一つ屋根の下で暮らし、仕事が最大の生きがいであり幸せ(であった)。……又、何時も白米の真っ白なご飯がたべられた。それは当工事現場の最大の喜びであり幸せであった。さらに、1943年夏には、あまり大きくない牛を買って連れてきて二ワトリ、ブタ、牛などを非公式につぶして、労働者の仕事の成績をあげるための栄養の糧とした。これも労働者にとって夢のような出来事であった。……故に労働者は口々に、過去のような、明日の命すら保証のなかった日々と比較して、今現在の山奥の工事現場は《天

(16) 樋口雄一稿「在日朝鮮人部落の積極的役割について」在日朝鮮人運動史研究会『在日朝鮮人史研究』(創刊号、1977年12月)。この問題は、その後、樋口氏自身の仕事だけでなく、外村大著『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』(緑蔭書房、2004年3月)の詳細な実証的研究の中で検討されている。

(17) 筆者は、とりわけ樋口雄一「戦時下在日朝鮮人の「非同調行動」について」(『在日朝鮮人史研究』第6号、1980年)および同著『協和会——戦時下朝鮮人統制組織の研究』(社会評論社、1986年)に注目した。

(18) 前掲『協和会——戦時下朝鮮人統制組織の研究』186-187頁。

下太平》(だ)と言った。」(「草稿」)⁽¹⁹⁾

B「別天地」を可能にしたものは？

このような「別天地」が他にも存在していたのかどうか。おそらくこれは例外的な事例であるに違いない。だが、筆者は数度にわたる長時間の「聞き取り」と提出された多くの「草稿」の検討、さらには現地調査をふまえて、これが史実であることを確信するにいたった。一体、このような「別天地」は如何にして可能となったのか。以下、筆者のやや大胆な仮説を書きとめてこの覚書を閉じることにする。

第一は、戦時中の軍関係の土木工事は、「軍属」による工事を別にすれば、地方自治体を介して請負業者に発注され、実施されるのが普通であったと思われるが、その飯場や作業現場の管理は基本的に請負業者にまかされていて、発注者側としては、工事の進捗状況だけをチェックする、という体制がとられていたのではないかと、ということである。労働市場が逼迫してくる体制のもとでは、工事を正確にこなす請負業者であれば、そこに労務統制の網から逃れてきた、インフォーマル労働市場から供給される労働者がいたとしても敢えて問わない、という状況も生まれる可能性があった、ということではないか。ここで取り上げた宮本組は、そのような状態のなかで、県庁の担当者たちの信頼を勝ち取ることによって、「別世界」を可能にする条件を作り上げたのではないか。戦局の深刻化にともなって道路工事の進捗を急ぐ軍にとっても、真面目に仕事をこなしている宮本組の飯場や作業現場に直接介入することは考えられなかった、ということであろう⁽²⁰⁾。

第二は、朝鮮人の相互扶助的なネットワークが機能していて、インフォーマル労働市場からの人集めが比較的容易な状態が存在していた、ということではないか。当時の『特高月報』を通覧すると、日本の敗戦を予想して徴用から逃れようとする「不逞鮮人の動向」が数多く記載されているが、それは朝鮮人社会内での独自の情報網がひろがっていたことを示唆している。宮本組で働いていた労働者の9割近くが逃亡者か協和会手帳の不所持者であったという朴証言も、留意するに値する。遠い山奥であっても、湯の又温泉に辿りつけばそこに「別天地」があるという情報が、すくなくとも一部のインフォーマル労働市場には流れていたのではないか。宮本組からも朝鮮人部落の信頼できる人々に求人情報が提供されていたのではないか。戦時労働動員体制の「強化」は、実は、権力的に統制し難くなったインフォーマル労働市場の展開に対する、政府当局者側の窮余の一策であっ

(19) 朴氏にとっても、当時、湯の又の工事現場は「別天地」であった。氏の「草稿」は次のように述べている。「私自身、1943年に兵役検査を終え……1945年8月15日解放されるまで、赤紙が何時来るのかとビクビクした生活を送ってきた。(所用で)工事現場から酒田市に(出かけて)現場に帰る際には、若しや尾行されていないかとビリビリした状態である。」「それが山奥の工事現場は警官、憲兵もこないで最高の隠れ場所であり『天下太平』だと感じながら仕事に励み生きがいがあった。」なお、本文中の「牛つぶし」の件については、「社長の厳重な注意があり、以後1945年8月の工事中止にいたるまで、ニワトリ、ブタ、牛などを非公式につぶしたことは一切ありません」という「草稿」による補足説明があった。

(20) なお、軍関係の土木工事現場の実態については、当時現場で働いた土工たちの証言にも注意する必要がある。たとえば、金賛汀著『雨の慟哭——在日朝鮮人土工の生活史』(田畑書店、1979年)第五部「戦争と朝鮮人強制連行」に収められた朝鮮人の証言。

たと言えるのではない。実際、戦争末期の官憲による統制の実質的な弱化については、徴兵を逃れて仙台の実家に戻った在日朝鮮人の有力な証言がある。「(1945年の5月頃は)捜査体制も弱化しているように見えました。とくに朝鮮人飯場などでは憲兵が来ても探せませんでした。他の朝鮮人飯場にも行けましたので捕まりませんでした」(前掲『在日一世の記憶』148頁)

第三は、以上の条件がこの事例の歴史的な前提になっていることは、間違いないと思うが、それだけでこの事例が可能になったわけではない。決定的な要因は、この注目すべき朝鮮人の営みをリードした人々の指導性そのものであった、ということである。朴証言は、宮本組の社長、朴漢圭(宮本陽一)の正確な状況認識と大胆な決断、周到な準備と組織的な実行力を強調している。と同時に、朴漢圭が「金九の使者」と連絡をとり、その指導を受けていたと述べている。脱稿寸前によせられた朴氏の「口頭説明」によれば、その「使者」の名前は金允倍であり、その人物が1945年6月にも湯の又に現れ、カイロ宣言(1943年11月)だけでなく、最新のヤルタ会談(1945年2月)の情報について解説し、日本の敗北と朝鮮の解放の日が近いことを語っていたという。朴漢圭がかなり早くから日本の敗戦の到来を予測し、それまで「同胞」が安全に生存できるプロジェクトとして、この湯の又林道工事の受注に乗り出したことは明らかだと思われる。最後に、その点に関する朴証言を掲げておく。以下は「草稿」による証言である。(一部表現に加筆)

「もともと朴漢圭は私の父親兄弟7人のうち受けた教育も、人間形成も頭一つ抜きんでいた」「父のすぐ下の次男で頭が賢く旧制農林学校を卒業」「1936年に祖父が逝去すると単身で渡日し《古物商の許可》を得て商売をやり、のち兄弟3名を呼び寄せ、兵庫県西宮市を拠点とする根拠地をつくる」「その間民族主義者巨頭の金九の使者と連携し指導を受けることになる」「京阪神地区のような軍需工業の多いところの空爆被害の危険性」「第二次大戦の終末、日本の敗戦の必至」を「金九の使者から教わった」「そこで西宮を離れる着想力をもつようになり」「昭和17年に山形県酒田市に移住し軍需道路の建設に従事することを目指す」「金九の使者は毎年1回来日し、1ヶ月から数ヶ月滞在し諸々の相談をし、指導も受けていた」「彼は優れた着想力をもつ人であった」

「結局、酒田市を選択し山奥での軍需道路建設の請負い、土木工事の開始にむけての段取りを開始する」「まず山形県鶴岡市に在住する安藤組の社長と親しくなり、絶大な協力を得る」「前から《土木建設業の許可》を得ていたが、秋田県象潟に居住し土木建設業についての指導を受け、軍需道路の工事開始とともに経験豊富な幹部3名の指導協力を得る」「酒田市の地主や有力者と接触して、自治体、市の有力者と連携し、軍需道路請負の人脈を作り上げた」「彼は策略家であり、交渉術に優れていた」⁽²¹⁾

(21) 朴頼植氏によれば、宮本陽一は酒田市の協和会支部の役員にもなっていた。これも彼の「策略」によるものであったであろう。それはまた、協和会支部の実態の一端を示唆するものかもしれない。忘れないうちに書き留めておくが、宮本陽一は戦後発足した朝鮮人連盟の酒田支部の役員に就任していた、という。戦時中の協和会の役員が戦後朝鮮人連盟の役員になる、というケースは他にもかなりあるようである。たとえば、金鐘在述、玉城素編『渡日韓国人一代』(図書出版社、1978年)。

副題にも明示しておいたように、この調査は朴麟植氏からの証言を辿って進められた。もともと、同氏からの聞き取りなくしては始められなかった調査である。証言の真実性を確かめようとする不馴な筆者の質問が、朴氏の強い反発を招くことも度々であった。最後に、その中で強く意識した二点だけを書きとめて筆を擱く。

一つは、結局のところ聞き取りの作業は、聞くものと語るものとの協同作業ではないか、ということである。余りにも自明のことだと思われるかもしれないが、如何にしてその協同関係をつくりあげ深めていくことができるか。研究者にはそれが問われているのだ、と繰り返し意識したのがこの調査であった。とりわけ、忘れがたい迫害を受けた過去をもつ朝鮮人にとって、過去の真実を語ることは決して軽いことではない。聞き取る側の感性と知性の練磨、周到な準備なしに、聞き取りは成功しないに違いない⁽²²⁾。なによりも、朴氏がここに取り上げた事例について口を開かれるまでに、半世紀以上の時間が経過していたことに筆者は注目する。一体、それは何故であったのであろうか。これは朴氏の戦後体験についての聞き取り調査によって確定できるはずである。

いま一つは、そのことと関係するが、朴氏のような非凡な体験をもつ在日朝鮮人の方々からの聞き取り調査を急ぐべきではないか、ということである。先に掲げた朴氏の『履歴書続編』からも明らかなように、彼の戦後体験は、戦後の在日朝鮮人運動の歴史を解き明かす上で多くのことを示唆するはずである。たとえば、朝鮮戦争開始直後に反米ビラの配布で米軍に逮捕され、軍事裁判にかけられて禁固3年の判決をうけて、過酷な刑務所生活を強いられたという事件。朴氏が明治大学商学部学生であった時代のことである。これは、同じ時代に近くの東京大学で学生運動にかかわっていた筆者が全く知らなかった事件であった⁽²³⁾。そもそも、戦時中には多分に民族主義的な観点での湯の又での運動に携わっていた朴氏が、一人日本に残り、戦後早い時期に日本共産党に入党する過程、その後日本共産党の朝鮮人運動への指導に疑問を抱き、やがて朝鮮総連の発足に伴って、日本共産党を離党する経過など、ほかにも確かめるべき問題は多くあるはずである。高齢化した筆者にはもはや無理だが、漸く戦後の在日朝鮮人運動についての本格的な検討が始められている現在、朴氏に限らず、運動の渦中にあったに違いない生存者の方々への聞き取り作業が広がることを期待している。(2011年9月1日脱稿)

(とつか・ひでお 東京大学名誉教授)

(22) 『在日コリアン女性20人の軌跡——国境を越え、私はこうして生きてきた』(明石書店、2009年)の編集委員鈴木宏子稿「ハルモニたちと学んで」は示唆にとむ。聞き手は「共同学習者」であることを求められる、というのが鈴木氏の提言である。

(23) 朴氏はこの調査の過程で、『新潟刑務所獄中記——占領政策違反、朝鮮戦争事件、米軍裁判《禁固刑参年》(2010年9月21日)』という草稿を提出してくださった。この事件については、姜徹編著『在日朝鮮・韓国入史総合年表』(雄山閣、2002年)に、1950年6月28日の事件として、『東京凸版印刷株式会社周辺で、「南朝鮮へ武器輸送、米軍の朝鮮侵略反対、米帝は朝鮮から撤退せよ」のビラを配布中朴麟植ら4名が逮捕される』と記載されている。当時、同じ方向を目指していた筈の全学連の活動家たちがこの事件を聞いていた記憶はない。何故であったのか。1951年4月5日、国電飯田橋駅前で反戦・平和を訴えていた東大学生16人が逮捕され、裁判に付されるという事件が発生し、大きな抗議運動を呼び起こしていたのであるが。